

その他	知的障害児施設支援 知的障害児通園施設支援 盲ろうあ児施設支援 肢体不自由児施設支援	指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定医療機関において行う場合	千分の千
		指定肢体不自由児療護施設において行う場合	千分の千六

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七十七条三項から第七項まで及び児童福祉法に基づき指定障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）第一条第二号から第十三号までに定めるところによる。

二 前号の地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に応じ、それぞれ次に定めるところとする。

イ 一級地 人事院規則九一四九（地域手当）附則別表第二（以下、「級地区分表」という。）の支給割合が百分の十三とされている地域

ロ 二級地 級地区分表の支給割合が百分の十一とされている地域

ハ 三級地 級地区分表の支給割合が百分の十とされている地域並びに東京都のうち小金井市及び神奈川県のうち逗子市

ニ 四級地 大阪府のうち岸和田市及び忠岡町

ホ 五級地 級地区分表の支給割合が百分の七とされている地域

ヘ 六級地 級地区分表の支給割合が百分の六とされている地域（二の地域を除く。）

ト 七級地 級地区分表の支給割合が百分の五とされている地域

チ 八級地 級地区分表の支給割合が百分の四とされている地域並びに福岡県のうち北九州市、埼玉県のうち狭山市並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市

リ 九級地 級地区分表の支給割合が百分の三とされている地域並びに埼玉県のうち蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、大井町及び三芳町、東京都のうち東久留米市及び東大和市、神奈川県のうち座間市、綾瀬市及び寒川町、京都府のうち長岡京市、大阪府のうち松原市、大東市及び摂津市並びに広島県のうち府中町

又 十級地 級地区分表の支給割合が百分の二とされている地域

ル 十一級地 級地区分表の支給割合が百分の一とされている地域並びに北海道のうち小樽市、神奈川県のうち伊勢原市、静岡県のうち熱海市及び伊東市、兵庫県のうち川西市、山口県のうち下関市並びに福岡県のうち久留米市及び飯塚市

ヲ その他 イからルまでに掲げる地域以外の地域

三 前号に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

○厚生労働省告示第五百六十九号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中、「第百二十三号」の下に、「以下、「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。

第四号の次に次の一号を加える。

五 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採らうとする精神病院にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

ロ 当該精神病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

○厚生労働省告示第五百七十号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第五十八号第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

「標準負担額」を「食療養標準負担額」に改める。

○厚生労働省告示第五百七十一号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項第三号の規定に基づき、障害者自立支援法第五十八号第三項第三号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法第五十八号第三項第三号の厚生労働大臣が定める額

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）以下、「法」という。）第五十八号第三項第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 生活療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）

二 被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としないう状態となるもの 零

○厚生労働省告示第五百七十二号
障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害者に係る厚生労働大臣が定める区分を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等单位数表の第7の1の短期入所サービス費の注2の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。

一 区分三 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度

二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度

三 区分一 区分三及び区分二に該当しない程度であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする程度

○厚生労働省告示第五百七十三号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

第一 次に掲げる告示は廃止する。

一 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年厚生省告示第七十一号）

二 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年厚生省告示第八十七号）

○厚生労働省告示第五百七十四号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八号第三項第三号の規定に基づき、障害者自立支援法第五十八号第三項第三号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法第五十八号第三項第三号の厚生労働大臣が定める額

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）以下、「法」という。）第五十八号第三項第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 生活療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）

二 被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としないう状態となるもの 零